

県の回答（対応状況等）

令和5年8月30日

（ご意見標題） 県内路線バスのバス停での停車方法

（担当課） 企画部 交通政策課

（ご意見要約） 路線バスがバス停に停車する際に、バス車体後方の一部を車道にはみ出させたまま乗客を乗降させている光景を頻繁に目にする。後続車が進路変更を余儀なくされ、非常に危険で迷惑である。県からバス協会へ指導して欲しい。

（回 答） ご意見を受けて、今一度運転手への安全運転・交通マナー教育を徹底するようバス協会へ申し伝えました。

バス協会においては、運転手の不注意が要因のひとつと考えられることから、各バス会社に対して運転手への指導を徹底するよう周知するとのことです。また、道路の構造や植栽の維持管理、バス停付近における路上駐車も要因のひとつと考えられることから、道路管理者や交通管理者へ要請を行うと伺っております。

県においても、引き続きバス協会と連携し、路線バスをはじめとした公共交通の安全・安心や利用環境改善等に取り組んでまいります。

県の回答（対応状況等）

令和5年8月30日

（ご意見標題） 県内路線バスのバス停での停車方法

---

（担当課） 交通政策課

---

（ご意見要約） 路線バスがバス停に停車する際に、バス車体後方の一部を車道にはみ出させたまま乗客を乗降させている光景を頻繁に目にする。後続車が進路変更を余儀なくされ、非常に危険で迷惑である。県からバス協会へ指導して欲しい。

---

（回 答） ご意見を受けて、今一度運転手への安全運転・交通マナー教育を徹底するようバス協会へ申し伝えました。

バス協会においては、運転手の不注意や技術不足などが要因と考えられることから、各バス会社に対して運転手への指導を徹底するよう周知すると伺っております。

県においても、引き続きバス協会と連携し、路線バスをはじめとした公共交通の安全・安心や利用環境改善等に取り組んでまいります。